

山口県労働委員会「個別労働関係紛争あっせん」の御案内

山口県労働委員会では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（略称：個別労働関係紛争解決促進法）第20条第1項に基づく「あっせん」を実施しています。

この「あっせん」は、ADR（裁判外紛争処理制度）の一つです。

労働者個人と事業主との間で、労働条件や解雇などをめぐり、話し合いがまとまらずに生じた紛争について、労働委員会の業務を通じて経験豊富なあっせん員が、三者構成（①公益の代表者（弁護士等）、②労働者の代表者（労働組合役員等）、③使用者の代表者（企業経営者等））で、公正・中立な立場から、話し合いによる解決をお手伝いします。

●処理期間

30日以内（目標）

※ただし、当事者双方の都合や、当事者双方の希望により複数回あっせんを行うことにより、期間が延びる場合があります。

●実施方法

無料、非公開、非対面方式（トラブルになっている双方が顔を合わせることがなく、冷静に話を進めることができます。）で行います。

原則は山口県庁内ですが、御希望により、お近くの県総合庁舎（岩国、柳井、周南、宇部、下関、萩）であっせんを行うことも検討します。

●手続

労働者と事業主のいずれからでも申請できます。

申請書類は原則A4版用紙1枚の作成のみで、裁判や労働審判と比較して簡便です。その他、参考資料の提出も可能です。

●解決方法

多くの場合、清算条項付きの書面による合意を取り交わすことにより紛争の解決を図ります。

成立した合意は民法上の和解契約となります。したがって、紛争当事者の一方が合意で定められた義務を履行しない場合には、他方当事者は、債務不履行として訴えることができます。

●申請例

労働者、退職労働者、解雇（雇止め）労働者からの 配置転換命令撤回、パワハラ謝罪、慰謝料支払い、未取得有給休暇の補償、解雇（雇止め）撤回 の要求 等

※現に雇用されていなくても、例えば、事業主から解雇され、その当否をめぐり紛争を提起している人は、個別労働関係紛争解決促進法上の「労働者」に該当します。

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働委員会事務局

Tel : 083-933-4444 Fax : 083-928-7072

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/roudoui/roui5.html>

労働委員会とは、労働関係の公正な調整を図る等の目的で、労働組合法に基づき国及び各都道府県に設置された独立行政委員会です。